

令和3年度第3回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和3年11月10日(水)午後2時から午後4時25分まで

2 場所 吹田市立男女共同参画センター視聴覚室及びオンライン

3 出席者ほか

(1) 委員 11名

岡田忠克 会長 松木宏史 副会長
山本智光 委員 森戸秀次 委員 大槻剛康 委員
山本真弓 委員 下郡竜太郎委員 北嶋玉枝 委員
石谷旬也 委員 入江政治 委員 栗田智代 委員

(2) 市職員 6名

大山達也 福祉部長
安井克之 福祉部次長(福祉総務室長兼務)
紙谷裕子 福祉総務室参事
加藤真希子 福祉総務室主幹
千葉朋子 福祉総務室主査
上垣美帆 福祉総務室係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田倫久 局長 佐伯佳苗 次長

(4) 傍聴 1名

4 配付資料

資料 55 第4次吹田市地域福祉計画案
資料 56 第4次吹田市地域福祉計画【別冊資料】案
資料 57 専門分科会(9月1日開催)における意見に対する市の考え方
参考資料 令和3年度福祉に関する意識啓発

5 内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 第4次吹田市地域福祉計画案

(事務局から資料に沿って説明)

A委員 別冊資料の中で3つほど確認とお答えをいただきたい。

1つは、5ページの重点施策4:災害に備える支え合いの仕組み作りの協定書の締結数が、2019年1月末現在で6地区と書かれている。これを発行するのは2022年なので最新情報を載せてはどうか。

2つ目は39ページの社会福祉協議会(以下「社協」という。)のところだが、実績なしと横棒の違いについて説明願いたい。

3つ目は41・42ページ、これが完成形になるのはいつ頃か。

事務局 1点目の5ページの災害時要援護者支援に関する協定書の部分は、第3次計画の中間報告書を抜粋する形でまとめ直している。中間報告書の抜粋ということで御理解いただきたい。

39 ページ指標だが、実績なしについては、例えばアンケート調査を実施していないため実績値がないというもの。また、所管に確認したところ、高齢クラブの数の具体的な数値としての目標値が今ない、そういうものではないという認識であるとのことで、ハイフンで表記している。

41 ページ以降の相談支援機関一覧については、12月中旬実施予定のパブリックコメントの参考資料として、別冊資料を掲載できるように調整を進めていく。例えば、高齢に関することは地域包括支援センター、障がいに関することは障がい者相談支援センター、医療・保健に関することは保健所・保健センター、多文化共生に関することはS I F Aの連絡先等を掲載予定である。

補足だが、災害時要援護者支援に関する協定締結地区数については、別冊資料の39ページの「【施策の方向2】地域福祉のセーフティネットの拡充」の最後の指標として掲載しており、今後、進捗管理をしていきたいと思っている。

A委員 了解した。

会長 高齢クラブは数でどうというわけではなく、実際に抱えているのは運営の問題、男性・女性、年齢の問題等、恐らく別のところもあると思う。進捗管理のところ、中身の問題について確認していければと思う。他に何か御意見はあるか。

B委員 別冊資料の38ページ「基本目標2 総合的支援のネットワークの構築」の指標の上から2番目「障害者週間記念事業の啓発行事への参加者数」のところの障がい者の「害」を平仮名表記にしたほうが良いのではないか。

事務局 障がい福祉室に確認し、行事名称を正しいものにする。

C委員 資料57の前回分科会の意見に対する市の考え方で、「詳細をコラム等で改めて記載していく予定である」とある。今回の資料では、コラムにあたるどころが見受けられなかった。コラム掲載の今後の予定はどうなっているのか。

事務局 コラムの内容やテーマについては、前回の9月1日に御意見いただいたところではあるが、実際のコラムは計画本編の政策とは別の、市民の方に親しんでいただくためのページを想定しているので、今の予定では計画策定の時に本編にコラムを挿しはさんで御覧いただくことを想定している。

会長 具体的には本専門分科会の委員が見ることができるのはいつぐらいか。

事務局 計画冊子ができあがった時に御覧いただく予定である。コラムの内容についての御意見を前回もいただいたが、まだあれば反映したい。実際のコラムについても皆様からいただいた御意見を踏まえて各所管や各団体に依頼したいと考えている。もし御意見があれば、お願いしたい。

C委員 特に懸念しているのは、資料 57 のネットワーク図の 4 番の市の返答に「地域づくりの視点やCSWの役割等については、詳細をコラム等で改めて記載していく予定である」と書いてあるが、特に社協やCSWの役割を市民の方に広く知っていただく良い機会だと思っている。CSWの認知度が高くはないということを私達も課題には思っているが、吹田市もCSWの認知度、市民の皆様を知っていただく働きかけを是非こういった機会に積極的をお願いしたい。

D委員 先程、B委員からあった「障がい者週間記念事業」についてだが、私の知識不足で申し訳ないが、障がい者週間記念事業の実績値をこれまで見たことがない。この数字はどこからの数字なのか。

事務局 障がい福祉室に照会をかけて回答いただいた数値になる。

E委員 資料 57 の 5 番「相談した際に、ひとつの室が受け止め、あちこちに行くことはないようになるのか」という質問に対する市の考え方に「計画策定によりその考え方がしっかりと浸透していくようにしなければならない」とある。私に関わった事案だが、高齢の精神障がい者の方で、生活保護を受けておられて、身寄りがないという方だが、市の事業の配食弁当を受ける際に、フォローできる人を付けなければいけないので、私になってもらえないかと電話があった。以前介護の仕事をしていたつながりで、少しでもお力になればと思い、民生委員・児童委員や色々な介護事業所を紹介したが全部断られた。結論としてはお弁当の数を減らし、その分を自分でするようになったようだ。遠縁も全くない場合はどうしたら良いのか、教えていただきたい。

会長 計画では浸透していくようにと書かれてはいるものの、どこからも支援の手が届かないところで困られている方は実際におられる。地域包括ケアに向けて色々な人がステークホルダーになって、孤立している人に支援の手を差し伸べていくところがめざすべき地域社会のあり方である。行政が条件整備をして役割を果たしていただきながら、我々住民も担い手として関わっていくとなると、やはり狭間・狭間で抜けている部分は民間の力も育てていかないといけない。一人ひとりの市民の自覚を促すような計画でないといけないと思う。事務局から回答はあるか。

事務局 吹田市の配食サービスの申請書には、緊急時の連絡先を記載する項目がある。原則親族を記入とあり、緊急時の連絡先なしでの申請は不可と書かれている。おっしゃるように身寄りがなくて、民生委員・児童委員も含めて相談しないといけないことは出てくると思う。高齢者であれば高齢福祉室及び地域包括支援センターで、障がい者の方であれば、障がい福祉室で申請の受付をさせていただいている。委託先の事業所には、お弁当を届けるだけでなく、安否確認をすることが求められているので、緊急連絡先をできるだけ入れて欲しいということで事業の展開はしているが、どうしても身寄りがない方であれば、その時にまた市が協力しながら連絡先の対応の検討をさせていただくことになる。また、社協で鍵預かり事業をされている。実際に配食サービスの受け取りがなくて連絡が付かない場合に、鍵を預からせていただいている方は、その方の御了解をいただいている鍵を開けて中に入り、倒れておられたのを発見したケースもある。はっきりとどこがいけるかというところを今日お伝えできなくて申し訳ないが、一応相談はそれぞれの所管で聞かせていただくことにはなっている。

E委員 全てはねられたので私にかかってきた。説明不足なのか。相談する場合は、障がい福祉室のほうが良いのか。

事務局 対象者によって相談先は変わる。概ね65歳以上の方であれば、高齢福祉室とか地域包括支援センターで御相談をお受けする。障がい者の方で配食サービスの御利用を御希望される場合は障がい福祉室で御相談をお受けする。その対象者がどんな方かということで窓口は変わってくる。その方は利用をそれで断念されたのか。

E委員 回数を減らしたということだが。

事務局 市の配食サービスで、それを理由に回数を減らしたということが分かりかねる。担当所管にそういう事例があった時の対応について確認はさせてもらうが、基本的には高齢福祉室、地域包括支援センターでは何らかの提案はさせていただいていると思う。

会長 また確認をしていただきたい。

F委員 総合的支援のネットワークの図についてだが、理想的な良い図だと思うが、高齢関係あるいは障がい関係に365日連絡のつくところが1か所でもあればと思う。休日は全然連絡のつくところがなくて本当に困る時は警察しかない。365日動けというのも無理だが、窓口が1か所あれば本当に安心して暮らせる。

連絡のつくところを記載して欲しい。

事務局 今御指摘いただいたネットワーク図に電話番号を掲載するのは難しいが、別冊の参考資料の高齢者の関係の部分に、「高齢者サポートダイヤル」を記載できないかと考えている。このダイヤルは、月から金曜日の市役所等の閉まっている時間、夕方の5時半から翌日の朝9時までと、年末年始等は24時間対応していると聞いている。そのあたりを書くことで、特に高齢者の介護をされている御家族等には使っていただけるのではないかと。

F委員 確かにサポートダイヤルはある。休日でも出てください。それでも警察に電話して来てもらったこともある。

事務局 御不便をおかけして申し訳ない。一つのところで365日24時間は難しいと考えている。たくさんの機関がこのような形で網の目を張ることで、困った方が取り残されないようにという考えで作ったネットワーク図である。例えば、市役所開庁時間でないところを受け付けるとか、もしくは土日やっているとか、色々な機関が集まって網の目を作ることを想定して、参考資料の相談支援機関一覧は作っていきたいと思っている。できるだけたくさんの方を載せることで、そういった漏れがないようにしたい。

F委員 よろしく願います。

D委員 今出たネットワークのところは是非お願いしたい。例えば、精神障がいの方の夜間の医療は特にない。夜間に不安になられる方が非常に多い。本当はそういった辺りを、例えば市民病院が担ってくれないかという働きかけもずっと障がい福祉室とはさせてもらっている。最後の色々な相談機関を載せるところは、市民の方にとってもかなり重要な資料になると思うのでお願いしたい。

私の質問は、資料55の18ページだが、事務局よりの説明の中で障がい者のところに「(児)」を加えるとあった。確かにだいたいこのような記載をすることが多いのでこれで良いと思うが、その次の「等」という言葉、「(児)」が入れば「等」は要らないのではないかと。先程の説明では、「等」を付けることによって障がい児も含めているとのことだった。統一されるのであれば、別冊資料も統一をしてもらえるとよい。

事務局 別冊資料も確認して対応したい。

障がい者「(児)」「等」の部分だが、地域には色々な人がいることを皆で分かかって皆で支え合っていけたら良いと言う意味で記載しているので、あくまでもその「等」は障がい児だけに限ったことではなく、例えば刑務所から出所された方の支援も必要であり、高齢者、障がい者に分類されなくても色々な思

いを持った方がいらっしゃるので、そういった方とも支え合っという意味で「等」を加えている。

G委員

この後答申が予定されているということだが、私は包括的支援体制構築に向けた市の進行管理と実行力に極めて厳しい認識を持っている。その根拠が5点ある。うち3点は質問を兼ねて申し上げる。

1点目は、資料55の4ページの真ん中以降、社会福祉法の改正について述べられている。2018年は包括的支援体制の整備が市町村の努力義務であること、2021年ではその努力義務を具体化するための重層的支援体制整備事業を創設したということである。これに加えて、吹田市は重層的支援体制整備事業を現状実施しない代わりとして総合的支援のネットワークの構築を検討中だという市の考え方も明記すべきである。質問は、重層的支援体制整備事業を現状実施予定がないと、いつどこで決められたのか。

2点目は、同資料の28ページの5行目から、社協は、「本市における包括的支援体制の構築に重要な役割を担う」となっているが、もし社協が重層的支援体制整備事業を実施するほうが吹田市民にとって利益を資するという判断だった場合でも吹田市が手を挙げなければ実行できない。これを共通認識されているのか。前回の総合的支援のネットワークの図の議論において両者の連携不足が如実になった。特に委託業務の根幹であるCSWの役割認識が共有化されていなかった。質問は、社協との定期的な会合をどれぐらい持っておられるのか。地域福祉問題調整会議は本年2月以降開かれたのか。

3点目は、別冊資料の38ページ以降に評価指標が並んでいる。これは4月の分科会で私から、多くが各部の独自の指標目標だけであって、ほとんど全学的包括的な観点のものはないという指摘をしたら検討するということがあったが全く変わっていない。旗振り役の福祉総務室がこうした指標を設定できないということは、包括的支援体制に向けた大きなPDCAが回らず、計画が絵に描いた餅になる可能性が大きいということ。しかも、今回、自殺者の減少を削除された。新しい理念から言えば、もっともつながりを必要とする人なので、セーフティネットのほうに移し替えれば良いのではないか。また、圏域図において保健所の記載がない。市長がこれを独自で持てば福祉はグッと良くなるというアピールされていた保健所が自殺対策の所管部署である。これだけ若者や女性の自殺が増えている中で、あり得ない。再考を求める。

4点目は、新しい基本理念についてである。策定部会では少しお話があったようだが、この分科会では議論されていないのではないかと。地域住民主体の計画であるが、地域の支援者の皆様にもまとまった意見を聞かれていないのか。第4次計画は、第3次の基本理念を前提として構成されたものであるならば、今回のつながりという基本理念は何をどこまでつなげるかという包括的な観点も含めて深掘りの議論をすべきではないか。質問は、この新しい基本理念はいつどこで決めたのか。

以上の4点は、2017年6月に包括的支援体制の整備は市町村の努力義務だと決まって以降、吹田市の取組が遅れてしまった結果だと思う。それ以上に根幹的なことは、第1次計画から当時の委員長や各委員の皆様が課題提起されていた評価のあり方・体制、これを見直してこなかったことが問題ではないか。

これが5点目である。今回の計画策定は、これまででもっとも高度な組織マネジメントと専門性を必要とする局面にきている。今、御担当されている実務担当者は本当に大変だと理解しているが、そのような状況であることを踏まえ、是非見直し等をしていただきたいと思う。

事務局

重層的支援体制整備事業についてだが、吹田市としては、この重層的支援体制整備事業をしないと決めたわけではない。正確に言うと、するかしないか決めていない状態である。するかしないか検討している段階ということである。

社協との定期的な会合ということだが、大きな会議から毎日の電話連絡まで、こまめな連絡は取らせていただいている。概ね最低でも月1回程度は社協と福祉総務室では情報共有する場を設けている。確かに、地域福祉問題調整会議は、今年の2月に開催して以降まだ開催していない。

圏域に保健所がないのは漏れていた。大変申し訳ないが、委員の皆様にも全市的なところに保健所があるということで、今回この計画案を見ていただけたらと思う。

基本理念についてだが、第4次計画で基本理念をさらに前進したものに変わっていきたいということで変更している。今年4月28日に骨子案から計画案をお示しした際に、仮称というタイトルを付けていたが、本専門分科会では初めてお示ししたうえで、御議論いただいた。また、12月にパブリックコメントを予定しているので、そこで広く市民に問う形になると考えている。

G委員

重層的支援体制整備事業は、前に事務局の考え方で実施の予定はないと明記されているのと、検討するということと両方あった。検討中ということであれば是非検討いただきたい。NATSで一番包括的体制が遅れているのは吹田市である。豊中市はこの4月からやっている。尼崎市は学識者が集まって一年間じっくり検討しているし、去年の6月の法改正の後、その1～2か月後に部内の関係者が集まっている。ネットで調べると、部長級が会合をして重層的にやるかどうか、市長の号令も含めて検討している。西宮市は吹田市と似たような形だが、2年ぐらい早めにやっている。社協は、今回の厚生労働省白書と、全社協の特集に載っている。両方に載ったのは全国で吹田だけだと思う。先日、鍵預かり事業でも古江台で人命救助をされた。人命救助は、最大最善最高のセーフティネットである。これが一部の地域においてできるということは、重層的支援体制整備事業の土壌が十分あるということである。地域福祉問題調整会議も開催していないということなので、両方で早く詰めていただきたい。そうしたら吹田市民に資するかどうかが見えてくると思う。他市の研究も含め

てお願いしたい。

ネットワーク図であるが、CSWの役割、双方向の矢印はあるが、つなぐという意味では、地域から全市への一方通行である。しかし、外から刑務所出所者や外国人が入ってくると排除されやすい。その方々を排除されないような地域づくりをするのがCSWの大切な地域支援である。また、直接、こうした困った方に寄り添って、個別支援をして、地域の皆様で互いに協力してつながろうということが地域共生社会の根幹の思想である。これがこのネットワーク図では出てこない。もう時間がないが最後まで検討いただきたい。

会長

概念図をうまく作りこむのは難しいとは思うが、少し今の御意見を反映できるのであれば検討いただきたい。

それでは、これから市長への答申を取りまとめるために、15分程度委員間の協議の時間を取りたい。今事務局から示されている地域福祉計画の案をまず原案どおり了解いただけるか確認したい。もし委員間で御意見があれば、忌憚なくお願いしたい。

計画は、動かしていく中で進捗をみて、軌道修正していくことが必要である。来年度以降、進捗管理については行政とこの会議体で引き続きやっていくことになる。次のステージでも御意見をいただけるような機会は十分あると考えている。それでは、いかがか。

G委員

先程5点目に申し上げたのが、評価体制の抜本的な見直しである。11ページ辺りの進行管理には、今の専門分科会の人々が主に評価するようになっていたと思う。もっと幅広い人を入れたいといけなのではないか。そういう抜本的な見直しをすべきだということは入れていただかないと、賛成しかねる。トップダウンで重層的支援体制整備事業をやるとか、総合的支援のネットワークでも良いが、これをやれば先程のE委員のような困りごとがなくなるという、結果はどうであれ基本的な方針を出すべきである。今、庁内推進委員会でその力があるのか。分野をまたぐので部長でも大変だと思うのに、次長が各部をまたいで本当にやれるのか。厚労省は福祉行政の再編だ、そのために地域共生社会を実現させると言っている中でテンポが遅すぎる。すぐに庁内推進委員会で変えることができないと思っている。評価体制の抜本の見直しでPDCAサイクル等詳しい学識者の方も中心に入れて、早く変えていけるようトップに働きかけていただきたいと思っている。抜本的な評価体制の見直しを検討するという事を入れていただかなければ、私は信念と確信をもって賛成できない。

会長

進行管理は、行政計画を今後進捗していく中で福祉の専門性が必要な部分についてはこの記載通りが良いと思う。G委員がおっしゃる大きな組織マネジメント、PDCAは、全庁的にまたがるような案件も出てくるので、ここに

書かずとも、マスタープランである総合計画の中で評価体制はきちんと位置付けることが可能である。その辺りは、行政で検討してもらえればと考えるが、事務局何か回答があればお願いしたい。

事務局 第3次計画までは、計画の行政評価という形で進行管理を行っていた。第4次計画では、初めて数値的な目標値を掲げたことで、今後どういう取組が必要なのか議論しやすく、進行管理・進捗管理が行いやすくなると考えている。来年度以降、第4次計画の計画期間に入る。この専門分科会においても、計画推進のための進行管理やG委員がおっしゃるような施策推進への御意見をいただきたいと思っている。先程序内推進委員会の役割や連携状態を懸念されておられたが、庁内的な連携を強く持ち、計画が回っていくように進行管理をしていきたいと考えている。

会長 専門分科会と全庁的なところのコミュニケーションはきちんとやっていくべきである。そのPDCAはきちんとやっていただかないと、委員のような御指摘を受けてしまう。その辺りまた検討いただきたい。

G委員 おっしゃることは分かるが、それでずっとここまできている。特に第3次計画の中間評価をされた時の分析を何もしていない。第3次計画の終わりかけでも、今の結果や今後どういう課題になるのかは出ているが、数字としての分析、PDCAが回っていない。自治会加入率や、社協とCSWの認知度にしても、第3次計画の前のアンケートから低いと言われていたが、今何かしているのか。直近のアンケートを取り終わってからも2年経っている。こういうことを私は言っている。地域住民は色々な不安がある。ハードの部分は色々な施設ができて進んだ。しかし、ソフトの、特に社協や施設連絡会、民間の事業所、民生委員・児童委員も含めた地域の情緒的なネットワーク、理念にしている「つながり」での部分が、幅が狭い、つながっていない。PDCAも回っていないのはここまですて欲しい。第1次計画から議事録を全部チェックしているが、担当の方は皆、分野をまたぎ、専門性もあり、本当に大変だと思う。私だけ賛成できないが、他の方が賛成されればそれで良いのではないか。会長はどういう方針を持っておられるのか。

H委員 PDCAサイクルが回っていないのではないかと、あるいは進行管理にもう少し色々な人の目を入れてしっかり前に進むように体制作りをしないとダメ、同じことの繰り返しになるという御意見かと思う。そのことに関して例えば、答申に今後の取組に対してこういう意見が出たということを付記していただくことは可能か。

事務局 原案を承認いただくが、例えば別途意見としてこういったものはお願いします

るという別紙意見というような形で答申をいただくことも可能と考えている。

会長

先程G委員から私の意見がということだったが、私の意見はあるが、今回地域福祉計画の策定委員会で公募市民の方がおられて、地域の代表の方が出られていて、私の意見で地域福祉計画を作り上げると言うよりも、先程G委員がおっしゃったようにボトムアップ型の、地域の事情については地域の方が一番御存知なので、その御意見を大きく反映させたような計画が最も大事だと思う。私は行政計画の専門なので、色々な作り方や色々なものを見てきたが、地域福祉計画は、これともう一つは社協の活動計画、社協との連携の中で大きく作り上げていくものである。厚労省の社会福祉法の改正に左右はされつつも、それとは無関係の中で、今後は行政がトップダウンで何かしらの福祉のプログラムを地域に押し付けていく時代ではなくなっている、それぞれの地域の事情、特性にあったプログラムを作り上げていかないといけない。その時には、行政だけが何かイニシアティブをとってしていくという形ではなく、地域の住民の方が一番やって欲しい優先順位の高いものを御意見いただいて、そこに重点的にお金を付けていき、それをプランとしてやる。実際にPDCAは、D oをどうやっていくのが来年度以降大事になってくる。色々な御意見があるのは重々承知しているが、来年度以降実際のD oのところでの計画の軌道修正をしながら、目標数値のK P Iが今回初めて掲載されるということで行政としては逃げようがない。初めてで、市民に広く公表されるものなので色々な御意見もいただくことになると思う。その中できちんとC h e c kが働いて、次のAがまたD oにつながっていくことが、今後第4次から進んでいくと思う。私自身としては、地域福祉計画はボトムアップ型で広く御意見をいただくことが大きな趣旨なので、今回はかなり司会に徹している。喋らせればいくらかでもそういう仕事なので喋れるが、そこはかなり控えている。

先程H委員から御意見をいただいたが、PDCAの懸念について、きちんと今後計画に反映させ、実行性のあるものにして欲しいという付帯意見を付けるということで御理解をいただきたいと思うが、G委員いかがか。

G委員

私は自分の信念と確信を持って、抜本的な評価体制の見直しが明記されなければ賛成できない。会長がおっしゃったことは分かるが、過程も含めて色々な地域の声を聞くことができているのか。そういう体制を作って初めて先程のE委員やF委員の声も吸い上げられると思う。それができれば社協が中心になってやれる。そういう発想がなくて一番大事な基本理念が作られている。会長に意見を伝えても、そのフォローはほとんどされていない。私一人が賛成できないということで問題なければ、それで進めていただければ結構である。

会長

G委員の御指摘している部分は、PDCAのD oのところでは何とか解決できるのではないかと。計画を今作り、D o（実施）していく中で多様な住民の方

の御意見を、こういう大きな方針、方向を掲げながら、個別の取組のD oのところで吸い上げていくことで問題はないのではないかと。

G委員 申し訳ないが過去の議事録を読んで欲しい。以前は、社協は福祉総務室と同じ事務局で、社協の活動計画は30～40分ぐらい説明をされていた。その時は、会長が社協の地域福祉活動をベースとし、この地域福祉計画をしっかりと立てていこうという流れだった。それが今おかしくなっている。その過去の経過が分かっていない。後で出てくる地域福祉の意識啓発事業も、本来は第1次計画の時の事務局が、吹田市の職員は福祉意識がないということで、子育てサロンなどへ毎年20～30人研修に行かせていた。それが5年くらい続いてピタッと何の経過も分からず急になくなった。それで今度は、地域住民の意識がないというふうにすり替えられている。そういうことが度々ある。現在の職員はそんなことを知らない。ものすごく皆良い職員ばかりである。しかし、組織マネジメントができていないから、少しでも都合の悪いことはそうなる。

最後に1点だけ、第1次・第2次計画ではこの一番大事な各部署間の連携、これを評価指標にしていた。この指標について、第1次・第2次計画は行政側での全ての評価項目の中で最低点だった。それを第3次計画では無くしてしまっている。残すべきではないか。そんな組織マネジメントしかできないところではあるのか。

会長 忌憚のない御意見は我々として引き受けないといけないが、これからこの計画をどう育てていくかだと思ふ。最初からきちんとした進行管理の組織を作ればうまくいくかと言うと、それはうまくいかないだろうというのはG委員もよく分かると思ふ。動いていく時に皆でチェックしながら動かしていくことが大事なので、G委員も来年度以降進行管理について引き続き御意見をいただければと思ふ。第3次計画までできていなかったことを第4次計画で実現するために、一層具体的な御意見をいただけたらと思ふがいかがか。

G委員 評価体制の抜本的な見直しと言ったが、組織とは限らない。抜本的な見直しとはどういうことで、誰が評価対象者になれば良いとかという見直しの議論の場を一度でも設けていただければと思ふ。危機感を持っていただきたい。

会長 今回第4次計画を覚悟を持って取りまとめて、私もそういう責任もあるし、ここに御出席いただいている委員もそうだと思うので、この辺りはきちんと落とし込んだ形で答申をしたいと思っている。

G委員 文言に入れないのであれば、そういう場を持つ、議論するというぐらいに、今の委員皆でそういう必要があると思ふ。

会長 今、G委員がおっしゃった議論の場と言うか、また進行を管理していく中でそういう議論の場を持つことについてはどうか。

I委員 中身を拝見して概ね私は計画のPについて完全ではないが、いけるのではないかと思っている。ただ、第3次計画から関わっているが、第3次計画の時に色々なコラム、各団体のコラムを入れて、活動を市民に周知したつもりだが、自分の周りや地区では、ほとんど浸透していない。それは行政の力の入れ方ではないか。自身の経験からも、たくさん提案しても実現するものは少ない。同様に、行政で具体的な色々なプランを出すのが、多岐にわたるので1つは良いが次は良くないというのは必ず出てくる。良くない分に対してどうフォローをしたら良いのか。これが行政の良いところであり、これがなければ市なんて要らないと僕は思っている。昨日個別で福祉総務室と3時間くらい話をする機会があったが、次のことを考えて話し、厳しいことも言った。今の段階はPなので、D oはどうするか、あとのC h e c kはどうするかということに皆の知恵を拝借しながら作り上げていく。国がやって良いと言っているものは、最終的には市長に権限がある。市のトップが国に対して「これだけ欲しい」と言えるかどうか、それだけにかかる。そしたら職員の方も動ける。今動けないのは能力がないのではなくて、お金もなければその手段をするための道具もなく、手も足も括られているような状況ではないかと色々と話をしている中で思った。色々な選択肢の中から選んでくれれば良いが、1つ思ったらそれが一番だと思っているのが行政の悪いところ。色々な項目の中から選ぶという努力をしようと思うと、色々な人が絡まないといけない。それが今、G委員がおっしゃっている部分に引っかかってくる。「そんなこと言われてもできません」で収まっていたのではいけない。この内容の答申については概ね賛成したいと思っている。D oのほうにどれだけ力を注ぐかということである。

会長 Pは今回御意見をいただいて策定できて、不完全かもしれないが、DとCの協議の場を設けるということを議事録に残すことは可能か。議事録で残すという形で検討いただくことにして、答申を取りまとめるということで御了解いただきたいが、いかがか。

A委員 会長が言われたDとCを今後どう回していくのかということだと思う。今までのディスカッションについては、会長に取り扱いを一任したい。本件については、条件付きでこの答申について賛成したいと思う。本来答申は、完成形でまとめ上げるのが美しい姿だと思う。事務局は本編とデータは一体のものであると言われた。データ編の非完成形の部分は改善が必要である。別冊の参考資料とコラム、この2つは12月中旬から始まる予定のパブリックコメントまでに完成させて、委員に事前に配付するという事で一旦この第4次計画の答申について締めたらどうか。可能であればこの場で事務局から了解して

もらいたい。

事務局 別冊資料案については、中身をこういう形で作っていきたいというところを委員の皆様にご承認いただけたらと今回お示ししている。最後の相談支援機関の一覧はたくさん載せられるところを載せ、まずはパブリックコメント時には一旦完成形としたいと思っている。専門分科会中にも何度かお話ししたが、別冊資料とすることでこの資料については経年比較等していきたいと考えている。まず計画策定時、そのあとPDCAを回す中での進捗管理や実績値の確認等を行うことで、更新はしていきたい。今回このような形でお示しして、皆様になかなか意図が伝わりにくく大変申し訳なく思っている。この中身で完成させたいということで、別冊資料について御了承いただけたらと考えている。パブリックコメントの段階で市民の皆様にこういう相談機関一覧を資料としてはお示しする予定なので、そこはA委員がおっしゃったことで大丈夫かと考えている。コラムは政策ではなく別の部分と考えていて、パブリックコメントにあたっては計画、政策の部分について市民の方に聞きたいと考えている。コラムについては、計画策定時にできあがりをお示しするような形になると思う。

A委員 本編については一般市民が読んだ時に全然分からない項目がさほどあるわけではない。より吹田の状態が分かるようなコラムやデータはしっかりとした形でお伝えする、ないしは報告するということが最低の果たすべき役割ではないか。

会長 確かにブランクというのは御指摘を受けても仕方がないところがあるので、そこはきちんと最新の現状だけでも委員の方にお示しできる形が取れば良いと思う。それはまた検討願いたい。

J委員 答申は賛成で、今日の議論の内容を踏まえて付記するということが賛成である。私自身、介護保険事業者として社会福祉施設の現場にいる者だが、今地域の様相が本当に変わってきている。今日の御意見でもあったように、365日相談できる窓口やワンストップで相談が解決する体制は行政の機関だけでなく、社協、我々介護事業者、他の社会福祉施設が意識高く地域福祉を推進するという観点を持っていかなければ実現しないことだと思う。私達も相談支援の仕事をしているが、現場の相談支援員の相談に乗る職員に負荷がたくさんかかっている。そういうことを吹田市全域で行政だけじゃなくて我々も含めて全体で分担しあえるような相談窓口の体制、相談支援専門員がスキルを蓄積して長続きして相談に乗る、吹田市の中でずっと相談に乗る体制があることは市民の方にとっても大きな財産になると思う。行政と社協と市民の方と、我々社会福祉施設や介護事業者や色々な施設が有機的に連携する、それ

が孤独対策の一步であり、なかなか表面化しない問題について積極的にアウトリーチの活動をしていかないといけない時代がきていると認識している。そういう意味では、本気で地域福祉の推進を全市的に取り組んでいきたいと思いますというように計画であって欲しいと思うし、この計画が市民の皆様にしつかり伝わることをD oのところで是非実行していただきたいということで私の意見としたい。

会長 今後のD oに対する意見として各委員から出た進行管理について、広く意見を吸い上げる討議の場の設置の検討というところを議事録に残すのか、答申の付帯意見という形式にするのか、今から事務局と調整するが記載するという御了解いただけたらと思うがいかがか。

それでは、事務局と相談、取りまとめる時間をいただきたい。

(休憩)

会長 先程の御意見を踏まえて、意見を2つ付している。1つ目が「計画の進行管理を実効性のあるものとする事」、2つ目が「計画の実施及び評価に当たっては、広く意見を集約する場の設置を検討すること」である。2つの意見を付して答申をさせていただきたいと考えている。

G委員 これだけ混乱気味であるので、今の内容は受け入れ難いが、最終的には最終責任者の会長に全てお任せしたい。

会長 本日委員の皆様からいただいた意見で、計画の実効性と、第3次計画までなし得なかった評価については、来年度この第4次計画を実施していく中できちんと広く意見を集約する場、専門家の御意見だけでなく広く一般の市民、先程第3次計画が市民の方に浸透していなかったという御意見もいただいたので、それを色々な形のフェーズで御理解いただく、また評価いただく場をきちんと設置するという事を、次の進行管理の会議では引き継いでいきたいし意見としても述べていきたい。皆様方も引き続き御意見いただけたらと思う。それではこの形で答申をさせていただきたい。

事務局 諮問については、令和元年8月7日付けで本専門分科会の前身である吹田市地域福祉計画推進委員会の委員長宛で行われているが、吹田市社会福祉審議会規則の附則において、社会福祉審議会にされた諮問とみなすとされている。また、吹田市社会福祉審議会規則第9条第3項に、「専門分科会の決議は、諮問を受けた事項に係るものにあつては、これをもって社会福祉審議会の決議とする」とあるので、社会福祉審議会委員長にあらかじめ了承を得たうえで、本日付けで社会福祉審議会委員長名の答申をいただくものである。答申書に

については、吹田市長の代理である福祉部長の大山が受け取らせていただく。

(会長から大山福祉部長へ答申書を手渡し)

会長 それでは、引き続き議事に戻りたい。
 次の議事に関して事務局から説明願いたい。

イ その他

・令和3年度福祉に関する意識啓発

(事務局から資料に沿って説明)

会長 本件について何か御質問はあるか。
 ないようなので、全ての議事を終了する。
 最後に事務局から事務連絡があればお願いしたい。

事務局 本日答申いただいた計画案については、12月中旬から来年1月中旬にかけてパブリックコメントを行う。令和4年3月策定に向けて作業を進めていく。前回の専門分科会において御報告した令和4年2月5日開催の地域福祉市民フォーラムについては、期日が近くなれば委員の皆様にも御案内させていただく。また来年度に第4次計画推進のための地域福祉市民フォーラムの開催も予定している。新型コロナウイルスの感染状況も踏まえながら、開催時期を設定していきたい。

 なお、冊子ができるまでに皆様にコラムについては色々見ていただく機会を設けたいと思っている。パブリックコメントまでに間に合うかどうか、そこまでの約束はこの場でできかねる部分ではあるが、できるだけ早く作って、また皆様に見ていただき、コラムも良いものにしたいと思っている。

 最後に事務局を代表して、部長の大山から御挨拶を申し上げたい。

(大山福祉部長からあいさつ)

会長 それでは本日の専門分科会をこれで終了する。